

マイナンバーカードの保険証利用について(令和6年1月現在)

当院ではマイナンバーカード(マイナ保険証)による外来診療受付が可能となっています。これにより診療情報(受診歴、薬剤情報、特定検診情報など)を取得し、活用させていただくことで、より質の高い医療の提供に努めてまいります。

また、マイナ保険証を利用することにより初診時等の窓口負担が、手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。

ぜひ、初回または月に1度の保険資格確認にはマイナ保険証をご利用ください。

※マイナンバーカードを保険証として利用するにはあらかじめ登録が必要です。

※市町村の公費受給者証(子ども医療・心身障がい者・ひとり親等)の資格確認はできませんので今まで通り公費受給者証をお持ちください。

※なお、令和6年秋以降は保険証とマイナンバーが一体化され、12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。

詳しくは、[こちらから厚生労働省のページをご覧ください](#)

ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！



Point!

薬剤情報等の提供に**同意**をすると、

データに基づく適切な医療が受けられる！

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point!

限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは 

マイナンバーカード 保険証利用

